



にしおし しぜいとうのうき いちらんひょう
西尾市 市税等納期一覧表

令和4年度
(2022年度)

月	4年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	5年 1月	2月	3月
納期限・ 振替日 税目等	5/2 (月)	5/31 (火)	6/30 (木)	8/1 (月)	8/31 (水)	9/30 (金)	10/31 (月)	11/30 (水)	12/26 (月)	1/31 (火)	2/28 (火)	3/31 (金)
市県民税 (普通徴収)			1期 全期前納		2期		3期			4期		
固定資産税 都市計画税	1期 全期前納			2期					3期		4期	
軽自動車税 (種別割)		全期										
国民健康保険税 (普通徴収)				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	
介護保険料 (普通徴収)				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	
後期高齢者 医療保険料 (普通徴収)				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	
し尿くみ取り 手数料	1期		2期		3期		4期		5期		6期	
下水道事業 受益者負担金			1期 一括			2期			3期		4期	

★第1期に1年分の「納付書」をまとめてお送りしますので(し尿くみ取り手数料を除く)、紛失や二重払いにご注意ください。

★保育園保育料、児童クラブ保育料、市営住宅家賃は毎月納期です。

特別徴収

市県民税(給与特別徴収)	6月から翌年5月までの毎月支払われる給与から、年税額を12回に分けて徴収					
市県民税(年金特別徴収)	年額18万円以上の年金を受け取っているかたは、原則として以下のとおり年金から徴収					
国民健康保険税 (年金特別徴収)	仮徴収			本徴収		
介護保険料(年金特別徴収)	前年度の年額をもとに 仮に計算した額を徴収			確定した年額から仮徴収した額を差し 引き、残りの額を3回に分けて徴収		
後期高齢者医療保険料 (年金特別徴収)	4月	6月	8月	10月	12月	2月

納付方法

- ・口座振替(※裏面参照)
- ・西尾市役所(市金庫・各支所)
- ・金融機関
- ・コンビニエンスストア
- ・スマートフォン決済アプリ

口座振替は、納め忘れによる「延滞金」のリスクが減らせます!

スマートフォン決済アプリでの納付

- ・し尿くみ取り手数料、下水道事業受益者負担金は利用できません。
 - ・領収証書は発行されませんので、領収証書、納税証明書(車検用など)が必要な場合は、金融機関またはコンビニエンスストアをご利用ください。
- 【対応アプリ】PayPay請求書払い、PayB、モバイルレジ



納付は便利な「口座振替」で！

お申込み場所 市内の「取扱金融機関」または市役所各担当課（各支所でも可）
市外など遠方のかた、または直接窓口でお手続きすることが難しいかたは、下の問い合わせ先へご連絡いただければ「口座振替依頼書」をお送りします。

取扱金融機関

- ・西尾信用金庫
- ・三菱UFJ銀行
- ・愛知銀行
- ・名古屋銀行
- ・岡崎信用金庫
- ・碧海信用金庫
- ・蒲郡信用金庫
- ・愛知県中央信用組合
- ・西三河農業協同組合
- ・東日本信用漁業協同組合連合会
- ・ゆうちょ銀行

お申込みに必要なもの 預貯金通帳、通帳の届出印、納税通知書などの納税義務者名が確認できるもの
いつから 原則、申込月の翌々月の納期分から振替されます（振替の結果は通帳への記帳でご確認ください）。
※一度手続きすれば、変更や廃止の届出がない限り、翌年度以降も自動継続します。
※納期限（振替日）の前日までに、通帳残高をご確認ください。

納付書による納付（納付書の再発行）

- ・納付時は「領収証書」を必ず受け取り大切に保管してください。なお、納付の確認に2週間ほどかかるため、行き違いにより納付後に督促状や催告書などが届く場合がありますが、ご了承ください。
- ・納付書の再発行を希望する場合は、下の問い合わせ先へご連絡ください。

納期限までに納めないと（納付が困難な場合には）

- ・市税等は納期限までに自主的に納めていただくものです。納期限までに納めない（滞納をする）と、納期限までに納めた方々との公平性を保つために延滞金が加算され、また、財産の差押を受けることにもなります。
- ・災害や病気など特別な事由により納付が困難な場合には、必ず納期限までにご相談ください。

市税が過誤納となったら（二重払いなど）

- ・市税を二重に支払うなど過誤納となった場合に、納期限を過ぎて滞納となっている税金がある場合には、その税金に充当（入金）させていただきます。
- ・滞納となっている税金がない場合には、過誤納金の確認後1、2か月ほどで「過誤納金還付通知書・口座振込申込書」を納税義務者へ郵送します。振込希望口座などを記入し返送していただきますと、1か月ほどで指定の口座へ振り込みいたします。

問い合わせ先

◆市税の課税・減免

市県民税	税務課 市民税担当	TEL：0563-65-2124
固定資産税・都市計画税	税務課 土地担当	TEL：0563-65-2126
	税務課 家屋担当	TEL：0563-65-2128
	税務課 償却担当	TEL：0563-65-2127
軽自動車税（種別割）	税務課 税制担当	TEL：0563-65-2125
国民健康保険税	保険年金課 国民健康保険担当	TEL：0563-65-2103

◆市税の納付・市税の口座振替 ・収納課 管理担当 TEL：0563-65-2132

◆料金

介護保険料	長寿課 保険料担当	TEL：0563-65-2118
後期高齢者医療保険料	保険年金課 後期高齢者医療担当	TEL：0563-65-2105
し尿くみ取り手数料	ごみ減量課 ごみ減量担当	TEL：0563-34-8113
下水道事業受益者負担金	上下水道営業課 料金担当	TEL：0563-65-2185
保育園保育料、幼稚園園児副食代	保育課 入園担当	TEL：0563-65-2110
児童クラブ保育料	子育て支援課 こども福祉担当	TEL：0563-65-2108
市営住宅家賃	建築課 市営住宅担当	TEL：0563-65-2146

※上の直通電話が繋がらない場合は 西尾市役所 TEL：0563-56-2111（代表）へ
〒445-8501 西尾市寄住町下田22番地

気軽にお問い合わせ
ください!!

